

介護保険住宅改修における訪問調査について

目的

訪問調査を行って実態を確認することにより、被保険者の在宅での自立を支援する適切なサービスを確保するとともに、保険給付の適正化を図ります。

対象となる工事

介護保険の対象となる改修金額が20万円を超える工事で、下記に該当するもののうち、保険者が必要と判断したもの

- ① 原則として認められないが、利用者の身体状況に応じて必要と判断された場合のみ支給されるもの
例)・洋式便器から洋式便器への変更
・開き戸から開き戸、引き戸から引き戸等への変更
- ② 規模が大きい段差解消や床材の変更のうち、写真だけではわかりにくいもの
- ③ 介護保険対象外工事と併せて行う工事のうち、改修の前後で構図が大きく変更するもの

調査の内容と流れ

事前申請書類の確認後、訪問調査が必要と判断した場合は、ケアマネージャーを通じて調査を行う旨お知らせします。その際、併せて日程を確認します。

調査当日は、ケアマネージャー及び施工業者立ち会いのもと、登米市の職員並びにリハビリ専門職で、申請者の身体状況・改修場所・改修内容の確認を行います。

- ①事前申請書類の確認
↓
- ②日程調整
↓
- ③訪問調査
↓
- ④事前申請承認通知の郵送
↓
- ⑤施工

★①～④までは、1か月程度を要します。あらかじめご了承ください。

その他

- 滞在時間は 30 分～1 時間程度です。
- 訪問の際は、手指の消毒、マスク着用等新型コロナウイルス感染防止に努めます。申請者及びご家族の皆様におかれましても、感染防止対策にご協力くださいますようお願いいたします。
- 入所中の方が入所後の住宅環境の整備のために改修を行う場合や、入院中の方で入院先のリハビリ専門職が訪問の上申請を行っている場合には、訪問調査は行いません。